

診療放射線技師法の抜本的改正に向けて

— 輝く未来のために —

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



1895年にX線が発見されると、わが国では最初に軍陣医学に採用され、磨工兵・看護兵によって取り扱われた。大正時代に入るとX線装置の国内生産も本格的となり、装置製作会社によるX線講習会によりX線技術者を世に送り、大正末期には約600人の技術者がX線装置を取り扱っていたといわれている。その後、X線装置の普及に伴い、X線装置の取り扱いミスから電撃死事故が発生するようになったため、放射線技術員資格制定の動きが活発化した。幾多の諸先輩の血と汗のにじむ努力により昭和26年に診療エックス線技師法が成立し、翌年から二年制教育が開始された。昭和43年には新たに診療放射線技師法が成立し、診療エックス線技師法との2本立てとなり、エネルギーによる職務の分断が行われ、養成教育も二年制と三年制の並列教育が行われた。その後、昭和58年に診療放射線技師法に一本化し、養成教育も三年制教育に統一された。

現在の診療放射線技師業務は一般X線検査、X線テレビ検査（下部消化管検査含む）、X線骨密度検査、X線CT検査、IVR、MRI検査、超音波検査、無散瞳眼底カメラ検査、高度放射線治療（重粒子線治療含む）、RI検査（SPECT/CT・PET/CT）、RI内用療法、読影の補助、抜針・止血、検査説明・相談、検査中・検査後の3D画像作成業務、検像業務、放射線関連医療機器の品質管理業務、医療機関における放射線安全管理業務などが行われており、昭和43年に施行された三年制の養成教育では不十分であるとともに、現在施行されている診療放射線技師法ならびに診療放射線技師養成教育（教育制度・指定規則含む）の抜本的改正が必要であると考えている。すなわち車の両輪である診療放射線技師法の改正と診療放射線技師養成教育の改正は同時に進めるべきである。

この考え方を基に、本会は平成26年に文部科学省ならびに厚生労働省に対し、医療機関が求めている医療安全やチーム医療の推進、診療放射線技師の有効活用の要請に応えるためには、診療放射線技師の基礎教育を四年制大学以上とすべきであるという要望書を提出した。また平成24年から本会の中に「技師法問題検討委員会」を立ち上げ、現在施行されている診療放射線技師法の諸問題について検討を開始した。その結果、委員会からは診療放射線技師の定義（二条）から始まり、受験資格（二十条）、業務上の制限（二十六条）、照射録（二十八条）、疑義照会（追加条項）、検査録（追加条項）、届け出義務（追加条項）などの改正が必要であるとの第2次答申を頂いた。

これらの答申を真摯に受け止め、医療現場で抱えている問題点の解決のために、未来のあるべき医療システムを展望しながら診療放射線技師法の抜本的改正に向けた事業の展開が必要である。高度な教育力・技術力を有する診療放射線技師が医療機関で活躍するためには、グレーゾーンとなっている臨床現場の問題点を一つ一つ解決していく必要がある。そのためには診療放射線技師法の改正だけにとどまらず、他のメディカルスタッフの資格法も見直し、全てのスタッフが科学的根拠に基づいた医療が提供できる臨床現場に変革していく必要がある。さらに資格法だけではなく、優れた医師・歯科医師・薬剤師・看護師・診療放射線技師らを養成するための大学・大学院教育のプログラム開発に向けた研究の展開が望まれている。診療放射線技師教育にかかわらず、全ての職業の発展は教育内容によって決まると言っても過言ではない。本来、教育は個人の人間形成を主軸とする営みが基本であるが、民主的で文化的な国家を発展させる人間、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する人間、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求する人間を育むことが理想である。診療放射線技師が生き生きと働くことのできる輝く未来のために、私たちは診療放射線技師法の抜本的改正に向けた取り組みを進展させる所存である。